

令和5年度 医療従事者の負担軽減及び処遇改善についての計画

1) 勤務医の負担軽減及び処遇の改善についての計画

令和5年度			
項目	取り組み内容	実施状況	
役割分担 推進の 取り組み	医師事務作業補助者等の活用	外来アシスタントの増員及び効率的な活用のための業務の見直し	
	特定行為実施看護師の養成、配置	特定行為研修の実施、修了者の配置	
	病棟薬剤師の活用	薬の説明や服薬の指導、薬剤管理、点滴薬のセッティング等に病棟薬剤師の積極的な活用を図る	
タスクシフト	診療放射線技師のタスクシフト	造影剤を使用した検査やRI検査のために静脈路を確保する行為、RI検査医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為	
		下部消化管検査(CTコロノグラフィ検査を含む)のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為	
		上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為	
	臨床検査技師のタスクシフト	(生理学的検査) 運動誘発電位検査、体性感覚誘発電位検査、持続皮下グルコース検査、直腸肛門機能検査 (採血、検体採取又は生理学的検査に関連する行為)	
		超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為	
臨床工学技士のタスクシフト	生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去		
勤務計画	当直関係	連続当直の禁止	
		当直翌日の残業を原則禁止	
		予定手術前日の当直、深夜勤務の禁止	
		当直医の外部からの招へい	
	勤務間インターバル	【日勤の場合】 始業から24時間以内に9時間連続したインターバル(休憩時間)	
【宿日直許可のない宿日直の場合】 始業から46時間以内に18時間連続したインターバル(休憩時間)			
超過勤務制限	月80時間上限 年960時間上限		

令和5年度			
項目	取り組み内容	実施状況	
外来の縮小	医療連携の推進	・地域の医療従事者に対する研修等の充実 ・連携パスの推進	
	初診時選定療養費	初診時選定療養費の実施(8,800円)	
	時間外選定療養費	時間外選定療養費の実施(8,800円)	
その他	短時間正規雇用医師の活用	育児短時間勤務職員の雇用	
	交替勤務制・複数主治医制	主治医・担当医制の実施	
	電子カルテの有効利用	・操作機能の向上 * 画面切り替えの速度アップ等 ・運用の見直し	
	年休の推進	年休取得推進のため、必要に応じて年休取得計画を作成する	
	Web会議の整備	関係スタッフの業務軽減	

2) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善についての計画

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

令和5年度		
項目	取り組み内容	実施状況
2交代の夜勤に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>■勤務後の暦日の休日の確保する</li> <li>■入院患者数と重症度に応じて4人夜勤とし夜間12:1を確保する</li> </ul>	
多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療従事者の負担軽減・処遇改善検討委員会を定期的実施する</li> <li>開催頻度: 12回/年</li> <li>参加人数: 平均15名/回</li> <li>参加職種: 医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・栄養士・リハビリテーション技士・事務</li> </ul>	
看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画策定</li> <li>上記委員会で年度初めに計画を策定する</li> <li>■職員に対する計画の周知</li> <li>管理診療会議・師長会議等を通じて職員に周知する</li> </ul>	
看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>■(具体的な公開方法)院内掲示</li> </ul>	

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

令和5年度		
項目	取り組み内容	実施状況
業務量の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>■時間外労働が発生しないような業務量の調整</li> <li>&lt;業務改善&gt;</li> <li>■注射カートの導入</li> <li>注射準備に要する時間の短縮</li> <li>■業務サービス委員会を中心に業務改善を推進する</li> </ul>	
看護職員と他職種との業務分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>■病棟薬剤師</li> <li>薬の説明や服薬の指導、薬剤管理、輸液の調剤、定期薬の分包、入院時持参薬の確認等に病棟薬剤師の積極的な活用を図る</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■リハビリ職種</li> <li>リハビリテーションスタッフのラウンドのリハの充実とADLの拡大、リハ計画の立案及び実施の協働</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■栄養士</li> <li>入院時栄養状態評価及び初期計画の協働、栄養管理を要する患者との面談</li> </ul>	
看護補助者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主として事務的業務を行う看護補助者を活用する</li> <li>・病棟クレークの活用</li> <li>伝票類やカルテ管理等事務的作業について業務内容・量の見直しを図る</li> </ul>	
短時間正規雇用の看護職員の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■育児時間制度利用者の活用を図る</li> </ul>	

令和5年度		
項 目	取り組み内容	実施状況
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	妊娠・子育て中の看護職員に対し、必要時以下の配慮を行う ■夜勤の減免制度 ■休日勤務の制限制度 ■半日・時間単位休暇制度 ■所定労働時間の短縮 ■他部署等への配置転換	
夜勤負担の軽減	■夜勤従事者の増員 4人夜勤体制を維持する(12:1) ■月の夜勤回数の上限定 6回/月を上限とする	

(3)夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

令和5年度		
項 目	取り組み内容	実施状況
夜勤の連続回数が2連続まで	■夜勤の連続回数が2連続までとする	
暦日の休日確保	■暦日の休日を確保する	
早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	■早出・遅出等の柔軟な勤務体制を工夫する	
夜間を含めた各部署の勤務量の把握・調整するシステムの構築	■夜間を含めた各部署の勤務量の把握・調整するシステムの構築 (日勤) 朝ミーティングで欠員等の情報を共有し、リリーフ要員を調整する (夜勤) 16:00の申し送り夜勤人員・重症度等を把握し、リリーフ要員を調整する	
看護補助者業務のうち5割以上が療養生活上の世話	■看護補助者業務のうち5割以上が療養生活上の世話を担当する	
看護補助者の夜間配置	■看護補助者の夜勤を維持する(100:1)	
みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	■みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	
ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	■電子カルテの操作機能の向上(管理日誌等) ■入院オリエンテーション(YouTube, テレビ) ■eラーニングの導入 ・ナースングサポート(全職員向けeラーニング) ・ナースングメゾット(手順書、技術動画)	
処遇の改善	■医師・看護師の業務量の見える化による評価	

## 3) その他

令和5年度			
項 目		取り組み内容	実施状況
外来の縮小	初診時選定療養費	初診時選定療養費の実施(8,800円)	
	時間外選定療養費	時間外選定療養費の実施(8,800円)	
その他	電子カルテの円滑な運用	・操作機能の向上 * 画面切り替えの速度アップ等 ・運用の見直し	
	年休の推進	年休取得推進のため、必要に応じて年休取得計画を作成する	
	Web会議の整備	関係スタッフの業務軽減	
	調理師の勤務体制	調理師の夜勤廃止	